

平成21年11月13日

各 位

会 社 名 ユニコムグループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 二 家 英 彰  
( J A S D A Q ・ コード 8 7 4 4 )  
問合せ先 取締役管理部長 西 山 義 信  
TEL 0 3 - 5 6 2 3 - 8 7 4 4

### 株式譲渡対価の延払分の入金未了に関するお知らせ

当社は、平成21年9月25日付プレスリリース「子会社株式売却に係る株式譲渡対価の確定に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、平成21年5月18日付のアイディーオー証券株式会社(以下、「ID0証券」)及びエフ・エックス・プラットフォーム株式会社(以下、「FXP社」)の当社保有株式全部の譲渡対価が2,558百万円である旨をお知らせしており、このうちの1,527百万円の受領を完了しております。

本件株式譲渡契約書におきましては、本件株式譲渡対価のうち1,150百万円については延払分としており、平成21年11月13日(以下、「クロージング日」)という。)までに、当社と株式会社ISHホールディングス(以下、「ISH社」という。)との間で合意した日をもって支払日とする旨を定めておりました。しかしながら、以下の理由により、本日現在、株式譲渡対価の延払分の入金未了となっておりますので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 入金未了の理由

当社では、クロージング日が迫る中、上記延払分及び延払分に係る利息の合計額(1,160百万円)から、上記プレスリリース内でお知らせしておりますID0証券株式譲渡対価に係る控除額(119百万円)を差引いた額(1,041百万円・以下「株式譲渡対価未払分」)をクロージング日限りで支払うことをISH社に求めておりました。しかしながら、ISH社は、本件株式譲渡契約書に基づき、延払分から控除できる額(平成21年4月1日から平成21年5月14日までの対象会社の純資産額の減少相当額等)があるとし、しかも当該控除額は延払分の額(1,150百万円)を超過しているため、株式譲渡対価未払分は支払わないと主張しております。

当社といたしましては、ISH社の主張する延払分からの控除については、本件株式譲渡契約書上、例えば監査法人等の第三者機関が算定したものを当社に提示するか、も

しくは控除額の内容について根拠資料等を提出し、当社が確認及び確定したものでなければならぬ旨を定められております。しかしながら、同社の主張は、そうした本件株式譲渡契約書上で定められた根拠または手続きも履行されないままになされたものであることから、当社といたしましては到底是認することはできないため、契約どおり株式譲渡対価未払分の全額の支払いを求めております。

しかしながら、本日現在、ISH社は主張を変えておらず、本件株式譲渡契約で定められた支払期日（平成21年11月13日）になっても、同社からの支払は行われていないため、株式譲渡対価の未払分の入金が未了となっている次第でございます。

## 2. 今後の見通し

当社といたしましては、上記どおりISH社の主張は株式譲渡契約に定められた条件に合致していないため、同社に対して契約に定められた金額を速やかに支払うよう請求を継続する所存であります。しかしながら、同社が同社の主張に固執し、翻意しない場合には、誠に遺憾ながら弁護士等と相談の上、法的手段に訴えて当該代金の回収を求める予定であります。

本件に関する今後の進捗状況、並びに当社の業績に与える影響につきましては、判明次第、速やかにお知らせいたします。

以 上